

2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ン ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 岡 田 朗
(コード番号：372A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 鈴 木 光
(TEL 054-265-2201)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式500,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2025年6月10日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2025年6月27日(金曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、静銀ティーエム証券株式会社、丸三証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年6月19日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2025年6月20日(金曜日)から
2025年6月25日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2025年6月30日(月曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 静岡支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 344,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社 | 160,000株 |
| | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社 | 50,000株 |
| | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社 | 50,000株 |
| | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社 | 44,000株 |
| | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 40,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|---|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 126,600株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年6月19日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 126,600株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) 申込期日 | 2025年7月29日（火曜日） |
| (4) 払込期日 | 2025年7月30日（水曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 静岡支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。 | |

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1.の公募による募集株式発行に関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、募集株式数のうち、260,000株を上限として、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
ユアサ商事株式会社	80,000株を上限として要請を行う予定であります。	相互発展を目的とした取引関係の維持強化のため
古河機械金属株式会社	80,000株を上限として要請を行う予定であります。	相互発展を目的とした取引関係の維持強化のため
片桐機械株式会社	100,000株又は取得金額400百万円に相当する株式数のいずれか少ない数を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため

なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 500,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 344,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限126,600株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2025年6月12日(木曜日)から
2025年6月18日(水曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2025年6月19日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2025年6月20日(金曜日)から
2025年6月25日(水曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2025年6月27日(金曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025年6月30日(月曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が126,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である岡田朗、長谷川文明、鷺巣寿昭及び岡田和久（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年5月27日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式126,600株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年6月30日（上場日）から2025年7月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数	3,259,400株
公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数	500,000株
公 募 後 の 発 行 済 株 式 総 数	3,759,400株
第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に よ る 増 加 株 式 数	126,600株（最大）
増 加 後 の 発 行 済 株 式 総 数	3,886,000株（最大）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,947 百万円（※）及び第三者割当増資の手取概算額上限 497 百万円（※）を合わせた手取概算額合計上限 2,444 百万円を、①営業所の新規開設、②レンタル資産の増強に係る設備投資資金にそれぞれ充当する予定であり、具体的な内容は以下のとおりであります。

① 営業所の新規開設

既存エリアでの需要の獲得及びシェアアップを図るため、関東エリアにて西東京営業所（東京都武蔵村山市、2025 年 6 月開設予定）及び柏営業所（千葉県柏市、2025 年 12 月開設予定）、関西エリアにて加古川営業所（兵庫県加古川市、2026 年 6 月開設予定）の 3 営業所開設を予定しております。その設備投資額は 2026 年 5 月期に、西東京営業所に 126 百万円、柏営業所に 258 百万円、加古川営業所に 327 百万円の合計 711 百万円を見込んでおり、これに充当する予定であります。

② レンタル資産の増強

2026 年 5 月期において、レンタル資産（車両、高所作業機、掘削機等）の増強に係る 15,354 百万円の設備投資を計画しており、上記①に充当した残額 1,733 百万円をこれに充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 4,270 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置付けております。経営基盤強化のために内部留保の充実を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うこと、及び業績に応じた適切な配当水準を確保することを基本方針としております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減を柱とする財務体質の強化、レンタル資産の拡充をはじめとする設備投資への充当などに活用してまいりたいと考えております。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）、（2）に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えており、早期に配当性向を 30%に引き上げることを予定しております。なお、2025 年 5 月期以降の各事業年度において、上記の配当性向による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。

（4）過去の 3 決算期間の配当状況

	2022 年 5 月期	2023 年 5 月期	2024 年 5 月期
1 株当たり当期純利益金額	379.74 円	506.54 円	637.92 円
1 株当たり配当額 （1 株当たり中間配当額）	55 円 （－円）	70 円 （－円）	80 円 （－円）
実績配当性向	14.5%	13.8%	12.5%
自己資本当期純利益率	14.4%	16.9%	18.0%
純資産配当率	2.1%	2.3%	2.2%

（注）1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1 株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である岡田朗、長谷川文明、鷺巣寿昭及び岡田和久、売出人である損害保険ジャパン株式会社、並びに当社株主である双日株式会社、ヤンマー建機株式会社、レント社員持株会、ユアサ商事株式会社、株式会社A I R M A N、コベルコ建機株式会社、株式会社アイチコーポレーション、静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合、古河ユニック株式会社、日本生命保険相互会社、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三菱UFJ銀行、T O N E株式会社、ユニック静岡販売株式会社、田島さとみ、高橋良弘、株式会社サンエスコポレーション、株式会社中部第一電子商会、株式会社やまびこ、株式会社A Tグループ、株式会社山川自動車、石川満昭、株式会社速水運輸、小柳器材株式会社、株式会社I E C、坪井孝男、古河ロックドリル株式会社及びその他 37 名（100 株以上を保有する当社の執行役員及び従業員等）は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2025 年 12 月 26 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。